

## ユネスコ無形文化遺産保護条約第7回政府間委員会（結果概要）

## 1. 日時

平成24年12月3日～7日

## 2. 場所

パリ ユネスコ本部（フランス）

## 3. 議長等

議長：グレナダ（Mr. Arley Gill）

副議長：スペイン、アゼルバイジャン、キルギス、マダガスカル、モロッコ

ラポラトウール：キルギス（Ms. Gulnara Aitpaeva）

## 4. 委員国（24か国）

グループ I	スペイン、ベルギー、ギリシャ
グループ II	アルバニア、アゼルバイジャン、チェコ、ラトビア
グループ III	グレナダ、ニカラグア、ブラジル、ペルー、ウルグアイ
グループ IV	中国、インドネシア、日本、キルギス
グループ Va	ブルキナファソ、マダガスカル、ナミビア、ナイジェリア、ウガンダ
グループ Vb	モロッコ、エジプト、チュニジア

## 5. 補助機関メンバー国

スペイン（グループ I）、クロアチア（グループ II）、ベネズエラ（グループ III）、イラン（グループ IV）、ブルキナファソ（グループ V(a)）、モロッコ（グループ V(b)）

## 6. 主な決議等

## (1) 我が国の案件の代表一覧表への記載の審査

補助機関から「情報照会」との勧告を受けていた「那智の田楽」については、政府間委員会で審査された結果、基準1も満たしていることが認められ、「記載」と決議された。

（参考：補助機関の勧告の概要）

基準1（申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。）につき、申請案件の特質をより明確に表し、範囲を明示し、担い手や実践者のコミュニティとの関係での社会的役割や文化的意義を論証するための情報が、さらに提供される必要がある。

## (2) 代表一覧表及びその他の審査状況

### ①代表一覧表の記載に係る審査

36件中、「記載」が27件、「情報照会」が5件。なお、4件が政府間委員会での審査前に取り下げられた（詳細は資料2）。代表一覧表の記載件数は合計257件となった。

### ②緊急保護一覧表の記載に係る審査

8件中、「記載」が4件、「不記載」が3件。なお、1件が政府間委員会での審査前に取り下げられた（詳細は資料3）。緊急保護一覧表の記載件数は合計31件となった。

### ③ベストプラクティスの登録に係る審査

2件いずれも「記載」（詳細は資料4）。ベストプラクティスの登録件数は合計10件となった。

### ④2万5千ドル以上の国際援助に係る審査

10件中、「承認」が2件、「非承認」が7件。なお、1件が政府間委員会での審査前に取り下げられた（詳細は資料5）。これまでに承認された2万5千ドル以上の国際援助は合計6件となった（2009年3件（ケニア1、モーリシャス2）、2010年1件（ベラルーシ））。

## (3) 代表一覧表への記載の審査に関する事項（決議11）

政府間委員会は、

- ①基準2は、無形文化遺産の代表一覧表記載への提案書について、記載されることにより、当該無形文化遺産だけでなく無形文化遺産全般の重要性についての認知及び意識の確保に貢献されることを立証しているものであることを求めるものであることを強調する（パラ14）。
- ②基準3は、保護措置について、締約国及びコミュニティにおける、可能性ではなく、明確な実行を求めるものであることを強調する（パラ15）。
- ③締約国に対し、提案書の作成に際しては、これまでの政府間委員会の決定及び補助機関の勧告・報告に十分留意し、提案書を適切に審査するための必要な情報を全て記述した、最高質の提案書の提案に努めることを求める（パラ16）。
- ④締約国に対し、不適切な箇所に記載されている情報は、審査にあたって考慮されないことを決定し、適切な箇所に情報を記述することを求める（パラ17）。
- ⑤以下の技術的要件を厳格に満たさない提案書は、不完全と見なし、審査せずに締約国に返却され、締約国は次期サイクルに向けて提案書を完成するものとなることを決定する。
  - a.情報は各セクションに記載すること
  - b.規定されている提案書の単語数の上限は尊重されること
  - c.コミュニティの同意の証拠書類は、委員会の公用語である英語又は仏語のもの及び当該コミュニティの使用言語によるものを提出すること

- d.提案された案件が締約国の目録に掲載されている証拠書類を提供すること；この証拠は目録にアクセスできるハイパーリンクの形式も考えられる。
- e.10分を超えないビデオを提出すること。なお、英語又は仏語で編集されていない場合は、英語又は仏語の字幕を付すこと。

#### (4) 2013年サイクルの補助機関の設置に関する事項（決議12c）

代表一覧表への提案について評価を行い、政府間委員会に勧告する補助機関として、2013年サイクルは、スペイン（グループI）、チェコ（グループII）、ペルー（グループIII）、日本（グループIV）、ナイジェリア（グループV(a)）、モロッコ（グループV(b)）で構成されることとなった。

#### (5) 2014年、2015年サイクルの審査件数の上限に関する事項（決議12d）

諮問機関、補助機関、特に事務局の資源が中短期に増加しないことを踏まえ、2014年及び2015年のサイクルで扱う審査件数（緊急保護一覧表と代表一覧表への記載候補書類、ベスト・プラクティスの計画、2万5千ドル以上の国際的な援助要請の総計）は、各年60件と決定し、締約国に対して、提案に際して本決定を踏まえることを要請し、事務局に対して、2014年サイクルの提案には運用指示書パラ34を適用し、一か国一件の審査にあらゆる努力を行うこと、また、パラ34の優先順位に基づく審査について提案国の公平性を担保するため、事務局が一定の裁量権を行使できることが決定された。

#### (6) 無形文化遺産の適切な規模及び範囲に関する事項（決議13b）

第6回政府間委員会決議15に基づき、2012年10月22日、23日に実施された政府間オープンエンドワーキンググループにおける無形文化遺産の適切な規模及び範囲に関する検討結果が報告された。

会合では、専門家が作成した4つの検討ペーパーに基づき、各論及び総論が議論され、全ての無形文化遺産がコミュニティにとって重要であり、特色を有していることから‘similar’ではなく、‘shared’、また、‘family’という表現が締約国における翻訳等の参考として示された。また、範囲や規模は個別の背景により異なるため、共通の適切な範囲や規模を考えるのではなく、目録又は代表一覧表、緊急保護一覧表等個別の背景毎に適切な範囲や規模を考えることが適当であること、そのうえで、例えば国内の目録や、緊急保護一覧表の記載では小さくなり、代表一覧表への記載であれば、認識の向上という目的からも大きく包括的になることが導かれること、また、代表一覧表にすでに記載されている案件の拡張に関して、すでに運用指示書パラ14において明文化されている複数国提案の拡張の規定を補うため、一か国の拡張提案に関する規定を設けることについて意見の一致が見られたものである。

こうしたワーキンググループ会合の検討結果の報告を踏まえ、日本の拠出及び論点ペーパーを作成した専門家に感謝するとともに、適当な（right）無形文化遺産要素（element）の範囲や規模については、条約履行に係る多様な状況に応じて異なることに留意すること、また、締約

国においては、目的に応じた適切な規模の在り方について注意することが推奨されること等が決定された。

**(7) 記載済みの無形文化遺産の拡張提案における手続きに関する事項（決議13c）**

10月のオープンエンドワーキンググループの議論に基づき、拡張提案の手続きや縮小（reduction）を引き続き第8回政府間委員会においても考察することと、第8回政府間委員会での運用指示書改訂の検討を決定し、事務局に対して今回の検討を踏まえた改訂案の準備を要請することが決定された。